

平成25年7月25日	第64回社会保障審議会医療保険部会	参考資料1－2
------------	-------------------	---------

平成24年7月30日	第56回社会保障審議会医療保険部会	資料1
------------	-------------------	-----

産科医療補償制度について

平成24年7月30日
厚生労働省保険局

産科医療補償制度による出産育児一時金の加算

○ 出産育児一時金の金額は政令で39万円と定められており、政令及び省令で詳細を規定している産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産した場合には、39万円に「3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した額」とされている。

(※) 国保は条例又は規約で定めることとなっている。

○ 政令で「保険者が定める」とされている加算額については、通知において、日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度の掛金が3万円であるので、3万円が基準となるものであり、合計42万円を支給すること、としている。

○健康保険法（大正11年法律第70号）

（出産育児一時金）

第一百条 被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、政令で定める金額を支給する。

○健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）

（出産育児一時金）

第三十六条 法第一百条の政令で定める金額は、三十九万円とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、三十九万円に、第一号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額とする。

一 当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故（出産（厚生労働省令で定める基準に該当する出産に限る。）に係る事故（厚生労働省令で定める事由により発生したものを除く。）のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、厚生労働省令で定める程度の障害の状態となったものをいう。次号において同じ。）が発生した場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であって厚生労働省令で定める要件に該当するものが締結されていること。

二 出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じていること。

【参考】健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）

（令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める基準）

第八十六条の二 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める基準は、出生した者が、出生した時点において次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 体重が二千グラム以上であり、かつ、在胎週数が三十三週以上であること。
- 二 前号に掲げるもののほか、在胎週数が二十八週以上であり、かつ、厚生労働大臣が定めるものに該当すること。

（令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める事由）

第八十六条の三 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 天災、事変その他の非常事態
- 二 出産した者の故意又は重大な過失

（令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める程度の障害の状態）

第八十六条の四 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める程度の障害の状態は、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第15号）別表第五号の一級又は二級に該当するものとする。

（令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める要件）

第八十六条の五 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める要件は、病院、診療所、助産所その他の者（以下この条及び次条において「病院等」という。）に対し、当該病院等が三千万円以上の補償金を出生した者又はその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、出生した者を現に監護するものをいう。）（次条において「出生した者等」という。）に対して適切な期間にわたり支払うための保険金（特定出産事故（同号に規定する特定出産事故をいう。次条において同じ。）が病院等の過失によって発生した場合であって、当該病院等が損害賠償の責任を負うときは、補償金から当該損害賠償の額を除いた額とする。）が支払われるものであることとする。

（令第三十六条第二号の厚生労働省令で定めるところにより講ずる措置）

第八十六条の六 令第三十六条第二号の厚生労働省令で定めるところにより講ずる措置は、病院等と出生した者等との間における特定出産事故に関する紛争の防止又は解決を図るとともに、特定出産事故に関する情報の分析結果を体系的に編成し、その成果を広く社会に提供するため、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供について、これらを適正かつ確実に実施することができる適切な機関に委託することとする。

医療保険部会での産科医療補償制度についての議論の経緯

平成19年9月20日 第27回医療保険部会

- 産科医療補償制度構築に向けてのこれまでの取り組み状況（※）について報告

（※） 平成19年2月より、厚生労働省の委託を受けた（財）日本医療機能評価機構で、産科医療補償制度運営組織準備委員会が開催され、制度構築に向けての議論が行われていた。

平成20年9月12日 第30回医療保険部会

- 産科医療補償制度運営組織準備委員会報告書（平成20年1月）について報告するとともに、同報告書の内容を踏まえ、平成21年1月から創設予定の産科医療補償制度の概要について報告。産科医療補償制度の創設に伴い、出産育児一時金を引き上げるについて了解。

平成20年11月17日 第30回医療保険部会において委員より寄せられた質問事項と回答

- 第30回医療保険部会での委員からの質問に対して、以下の内容を回答として厚生労働省から公表。
 - ・ 遅くとも5年後を目処に、本制度の内容について検証し、補償対象者の範囲、補償水準、保険料の変更、組織体制等について適宜必要な見直しを行うこと。
 - ・ 仮に5年を待たずに剰余が大きく見込まれることになれば、医療部会及び医療保険部会にも適宜報告し、早期に制度を見直すことも考えられる。

平成21年1月～ 産科医療補償制度創設

平成22年11月15日 第42回医療保険部会

- 産科医療補償制度の運営状況等について報告。